

大阪市条例第27号

大阪市立児童福祉施設条例の一部を改正する条例

大阪市立児童福祉施設条例（昭和39年大阪市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（〔 〕で注記した項番号を含む。以下同じ。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(使用料)</p> <p>第3条 別表第1に掲げる保育所（以下「保育所」という。）の使用料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p><u>〔2〕 保育所において法第34条の15第1項の規定による乳児等通園支援事業を利用する場合 1回につき支援法第30条の20第3項の規定により算定した額に750円を加算した額</u></p> <p><u>〔3〕～〔5〕</u> 〔略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 <u>〔①〕 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところにより、第3条第2号に定める使用料を減免することができる。</u></p> | <p>(使用料)</p> <p>第3条 〔同左〕</p> <p>〔(1) 同左〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>〔2〕～〔4〕</u> 〔同左〕</p> <p><u>〔5〕</u> 保育所において行われる法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を利用する場合 1日につき750円</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 〔新設〕</p> |

(1) 児童が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯その他これに準ずる程度に困窮しているものとして市規則で定める世帯（以下「被保護世帯等」という。）に属しているとき

(2) 児童の属する世帯を構成する者（当該児童の父母その他の市規則で定める扶養義務者に限る。以下「構成員」という。）の当該年度分（4月から8月までの間にあっては、前年度分）の市町村民税の所得割（退職手当等に係る所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第21条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）の合計額が77,101円未満であるとき

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところにより、第3条第3号に定める使用料（同号イに定めるものを除く。）を減免することができる。

(1) 児童が被保護世帯等に属しているとき

(2) 構成員のいずれもが当該年度分（4月から8月までの間にあっては、前年度分）の市町村民税を課されていないとき

[(3) 略]

① 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところにより、第3条第2号に定める使用料（同号イに定めるものを除く。）を減免することができる。

(1) 児童が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯その他これに準ずる程度に困窮しているものとして市規則で定める世帯（以下「被保護世帯等」という。）に属しているとき

(2) 児童の属する世帯を構成する者（当該児童の父母その他の市規則で定める扶養義務者に限る。以下「構成員」という。）のいずれもが当該年度分（4月から8月までの間にあっては、前年度分）の市町村民税を課されていないとき

[(3) 同左]

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところにより、第3条第4号に定める使用料を減免することができる。

[(1)・(2) 略]

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところにより、第3条第5号に定める使用料を減免することができる。

[(1)~(4) 略]

[削る]

[5 略]

別表第1 (第1条関係)

| 種類 | 名称 | 位置 |
|-----|------|-----|
| 保育所 | [略] | [略] |
| | [削る] | |
| | [略] | [略] |
| [略] | | |

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところにより、第3条第3号に定める使用料を減免することができる。

[(1)・(2) 同左]

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところにより、第3条第4号に定める使用料を減免することができる。

[(1)~(4) 同左]

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところにより、第3条第5号に定める使用料を減免することができる。

- (1) 児童が被保護世帯等に属しているとき
- (2) 児童の保護者のいずれもが当該年度分(4月及び5月にあつては、前年度分)の市町村民税を課されていないとき

[5 同左]

別表第1 (第1条関係)

| 種類 | 名称 | 位置 |
|------|--------------|----------|
| 保育所 | [同左] | [同左] |
| | <u>大阪市立柏</u> | 大阪市西淀川区柏 |
| | <u>里保育所</u> | 里3丁目 |
| | [同左] | [同左] |
| [同左] | | |

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定の施行期日は、市長が定める。